住宅型有料老人ホーム　あゆみ　重要事項説明書

令和　　年　　月　　日

１事業主体の概要

事業主体名	株式会社なごみ
代表者名	代表取締役　　三方　博文
所在地	兵庫県丹波市氷上町上新庄１１２５－２
事業主体の連絡先	ＴＥＬ０７９５－８２－５６００ ＦＡＸ０７９５－８２－５６６０
事業主体設立年月日	平成１８年6月２６日
他の主な事業	指定地域密着型通所介護事業
法人の理念及び基本方針	私たちは、福祉の理念に基づき地域住民の生活に奉仕致します。 一、地域の医療機関と連携を図り、安心で安全な生活を担います。 一、地域住民が安心に暮らせるよう、在宅支援を担います。 一、職員一人ひとりが、心と技の自己顕彰に努め明日の地域の介護を拓きます。

２施設の概要

施設名称	住宅型有料老人ホーム　　あゆみ
施設の累計 及び 表示事項	・居住の権利形態：建物賃貸賃借方式 ・利用料の支払い方法：月払い方式 ・介護保険：在宅サービス利用可 ・居室区分：相部屋あり（夫婦部屋）
管理者	・　三方雅弘
所在地	〒669-3613　兵庫県丹波市氷上町上新庄 1125-2 電話／ＦＡＸ0795-82-5600　0795-82-5660
開設年月日	平成２１年１１月　２日
交通の便	・ＪＲ福知山線「石生駅」より 9Ｋｍ ・ＪＲ石生駅よりタクシーで約 20 分 ・高速「氷上インター」より約 6Ｋｍ　車で約１5 分
居室	・定員　１３名

共用施設概要	食堂　厨房　トイレ　浴室　脱衣所　選択コーナー
緊急対応法	職員による適切な誘導 消防署・警察署への早期通報・委託医師「吉積クリニック」への 連絡・大塚病院への搬送
防犯防災の設備	インターホン設備・ナースコール設備・誘導灯設備 自火報設備・火災報知器設備・防炎カーテン使用
損害賠償保険	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
勤務・職員体制	昼間の体制　介護職員１名　夜間の体制　夜勤１名　待機職員３名

３施設利用にあたっての留意事項

・面会（13：00～15：00）原則面会は自由（連絡のある場合は、面会時間外も大丈夫です。）
・外泊は、前もって事務所への連絡をお願い致します。
・ペットの飼育は禁止。
・現金の所持は原則禁止。

４サービス及び利用料（その他の費用）

入居金	月１２万５０００円円+個室料(1万円)
利用料（含まれる内容）	
	水道・光熱費・洗濯・部屋代
	食費・維持管理費・介護費
３０日以内	日割り計算
月合計（３０日の場合）	１２５０００円
その他の実費	・通院・昼間の付き添い指定病院以外一回
	１回　　２０００円
	・通院・夜間の場合１７時以降（所要時間で変動あり）
	（目安）１回　　２０００円
	・薬の受取　指定以外の病院の場合
	１回　　１０００円
	・入院・外泊で部屋を空ける場合
	１泊　　２０００円

その他の費用	・理髪　　（外部委託） ・レンタル介護用品 ・紙パンツ・パット等 ・医療費および薬代 *日用品・その他の費用は施設で一時立替利用料請求時に請求。 社会状況により値上げさせて頂くことがあります。その際は予めご連絡させて頂きますので、ご理解をお願い致します。

５協力医療機関

大塚病院	兵庫県丹波市氷上町絹山５１３
吉積クリニック	委託医師（吉積 Dr）兵庫県丹波市氷上町成松４９４－１

６苦情相談機関

ホーム苦情機関	担当者　　三方博文

（行政機関・その他苦情受付機関）

丹波市介護保険課 丹波地域包括センター	所在地　丹波市春日町黒井８１１番地 電話/FAX　0795-74-0221　0795-74-3005 受付時間　8：00～17：15
兵庫県国民健康保険団体連合会 （介護サービス苦情相談窓口）	所在地　神戸市中央区三宮町１丁目９番地１－１８０１ 電話/FAX　078-332-5617　078-332-5650 受付時間　8：45～17：30

７施設利用に当たってのリスクの説明

等施設においては細心の注意を払い、職員の見守り・介護にあたり安全な生活環境づくりに努めておりますが、心身の状況や病気等に伴うさまざまな要因から下記の様な危険性があることを十分にご理解いただきますよう宜しくお願いいたします。

（高齢の方の特徴と危険性）

〇歩行時の転倒、ベッド・車椅子からの転落による骨折・外傷の恐れがあります。
〇当施設では原則的に拘束は行わないことから、転倒・転落事故の危険性があります。
〇骨粗ソウショウで骨がもろくなっている場合、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
〇皮膚、血管がもろくなっている為、軽度の打撲であっても皮下出血・皮膚剥離の恐れがあります。
〇水分や食べ物を飲み込む力が低下し誤嚥・誤飲窒息の危険性があります。
〇脳卒中や脳梗塞・心臓疾患により急変の可能性があります。
〇体調の急変により緊急性があると判断した場合、施設側の判断で緊急に病院に搬送することがあります。

８施設利用についての承諾

下記に記す事柄は、緊急事態が発生した場合、家族または身元引受にと当施設との相談に応じてもらえない場合の承諾分です。

〇以下の場合、施設からの契約解除不服申し立てをいたしません。

1）暴力行為、暴言や発狂等にて他利用者に迷惑をかける行為が見られた場合。
2）徘徊がひどく当施設として入所および入居が困難と認めた場合。
3）継続的な医療が必要となり医療機関系の施設が必要となった場合。
4）入院となり退院の目途が長期に渡りつかない場合。

９緊急・急変時の承諾

私（家族）は、入居および利用にあたり下記の条件を承諾し、下記条件に該当した場合不服を申し立てません。

1）施設利用中、心筋梗塞・脳梗塞・脳出血等の体調の急変にて発見後、救急対応を行ったが死亡に至った場合。
2）徘徊がひどく、家族に協力依頼を行った場合で家族の協力が得られず施設外に逃走し死亡に至った場合。

１０・虐待の防止に関する基本的な考え方

（1） 指針作成の目的

虐待とは、他者（家族・親族・知人他、医療機関・介護サービス事業所等）によって、不適切な扱いにより権利を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることをいう。これらの虐待防止に資する理解と支援のために指針を作成し、利用者の人権擁護及び、尊厳を守るべく虐待防止に向けて取り組んでいく。

（2） 方針

虐待防止に関して次の方針を定め常に職員に周知徹底させ虐待防止に努める。

① 利用者の権利擁護を最優先するよう努める。

② 利用者の意思を確認してそれを最大限に尊重できるようにする。

③ 虐待者が家族・親族・知人等利用者の関係者である場合においては、その虐待者を罰することを目的としない。

④ 正確な情報収集と客観的判断に努める。

⑤ 個人情報やプライバシーの保護に留意する。

⑥ 各事業所だけですべての問題解決を行わず、在宅事業部や法人、主治医と協働し、より良い情報を取り入れて虐待防止に努める。

１１・身体拘束等の適正化のための指針

１．基本方針

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

（１）身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

（２）身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の３要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性

身体拘束等が一時的であること。

（３）日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。

① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。

③ 利用者の思いをくみ取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。

④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。

⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化委員会において検討する。

⑥「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

２．身体拘束等廃止に向けた体制

（１）身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて身体拘束等適正化委員会を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

なお「虐待防止委員会」と同時に開催することもできるものとする。

① 委員会の構成委員

虐待防止委員会の構成委員に準ずる。

② 委員会の開催

委員会は、概ね年１回以上開催する。

緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、随時委員会を開催する。

③ 委員会の審議事項

1. 身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
2. 身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続
3. 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
4. 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導
5. 身体拘束等廃止・適正化のための職員研修

なお委員会は構成委員の他、必要に応じてその他職種職員を参加させることができることとする。

３．身体拘束等廃止・適正化のための職員教育、研修

研修内容は、支援に関わる全ての職員に対して実施、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの施行を図る。

職員研修は原則年１回、及び職員採用時に実施する。

研修の実施内容については、研修資料、出席者等を記録し、保存する。

４．やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

（１）利用前・・事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は身体拘束等適正化委員会にて協議を行う。
協議後、身体拘束等の内容、時間等について利用者及び家族に対し説明を行い、書面を用い同意を得る。
（２）利用時・・利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は身体拘束等適正委員会において実施件数の確認と身体拘束等をやむを得ず実施している場合（解除も含む）については、教義検討し、議事録に残す。
（３）緊急時・・緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由を記録する。その後の事は身体拘束等適正委員会において協議する。家族への説明はできる限り早く行い、同意を得る。
５．当指針の閲覧について
当指針は、利用者及び利用者の家族がいつでも閲覧できるようにする。

私は、本書面に基づく重要事項の説明を受け同意いたしました。

（入居者）
住所

氏名　　印

（入居者代理人及び身元引受人）
住所

氏名　　印

事業者）
兵庫県丹波市氷上町上新庄１１２５－２
株式会社　なごみ
（説明者）　氏名　　印